

平成十八年度祖先祭 橋本政宣東京大学名誉教授の講演

昨年の祖先祭において橋本先生に「賀茂別雷神社と賀茂川」と題する講演をしていただきました。

その内容は、近世になつても上賀茂神社が中世以来の旧賀茂境内六郷の地の賀茂川の水の管理を統け、その水が禁中はもちろん広く旧境内六郷をはじめ下流地域の生活・農業用水を賄つていたこと。そして夏季や渴水にあたつては天皇御自ら節水を心がけ、御所の用途を指いて、住民たちの民生を優先すべきことを社中へ仰せ出されたことなど感銘深い内容でした。ここに、当日の講演資料を掲載してご参考に供します。

なお、先生の講演の詳しい内容は「大山喬平監修 上賀茂のもり・やしろ・まつり」(平成十八年五月思文閣刊)の一七ページ～一六〇ページに収録されています。さらにご関心の方は是非同書をご参照ください。この書物は本年の祖先祭当日の会場で頒布いたします。

平成十八年祖先祭講演 講師紹介

平成十八年十月廿九日

財団法人 賀茂県主同族会

講師氏名 橋本 政宣 先生

演題 賀茂別雷神社と賀茂川
講師略歴

現在 東京大学名誉教授 舟津神社(福井県鯖江市)宮司
東京大学史料編纂所教授(近世史料部門)を退官後現在に至る

専攻

研究分野 日本近世史、宗教学

研究課題 近世公家社会、近世吉田神道、近世神社史料

研究対象 朝廷、公家衆、朝幕関係、官位、唯一神道など

業績

著書 近世武家官位の研究(平成十一年 統群書類從完成会)

近世公家社会の研究(平成十五年 吉川弘文館)

本源自性院集(史料纂集 古記録編) など多数

編著 橘曉覧全歌集(平成十一年 岩波書店)

神主と神人の社会史(平成十一年 神社史料研究会叢書 思文閣)
神道史大辞典(平成十六年吉川弘文館) など多数

社家文事の地域史(平成十七年 神社史料研究会叢書 思文閣)他
信長上洛前後における山科言継の言動(平成七年)
主要論文

近衛家歴代の遺書について(平成七年)

寛文五年「神社条目」の機能(平成九年)

即位灌頂と二条家(上・下)(平成十年)

戦国期近衛家領加賀国安江保について(平成十一年)

江戸幕府と公家衆の家業(平成十二年)

賀茂別雷神社と賀茂川(平成十八年)

など多数

賀茂社とは
賀茂別雷神社の古文書について千九百七十年代の奥野高広東大教授等による調査(東京大学史料編纂所『賀

茂別雷神社文書』)並びに京都府教育庁の今回調査(京都府教育庁『賀茂別雷神社文書目録』)の二度に亘り

従事された

以上

賀茂別雷神社と賀茂川

平成十八年十月二十九日
賀茂県主族同会 於賀茂別雷神社 勅使殿

東京大学名誉教授

舟津神社 富司 橋本 政宣

はじめに

一、上賀茂社の文書の伝来

(1) 宛所による文書の類別

- イ、氏人宛 「賀茂氏人中」「賀茂惣中」「沙汰人御中」「賀茂雜掌」等
ロ、社司宛 「賀茂社神主」「賀茂社祝」等
ハ、一社宛 「賀茂社司氏人中」「「賀茂社（家）中」「賀茂一社中」等

(2) 社司・氏人・役職

- イ、社司 十一職 神主 正禰宜 正祝 権禰宜 権正祝 片岡社・貴布林社の禰宜祝
ロ、百四十人の氏人 新宮社・大田社・若宮社・奈良社・沢田社・氏神社の禰宜祝

- ハ、役職 神主=惣管、社務 評定(四十人) 沙汰人(三人) 雜掌(一社惣代、一人)
熟筆(一人) 藏年賀(三人) 修連方(三人) 山奉行(三人) 川奉行(三人) 等

二、上賀茂社の賀茂川支配

(1) 禁裏の御用河水

(2) 賀茂社領の用水

- イ、古代の上賀茂社領 寛仁元年(890)十月後一条天皇の賀茂社行幸の記念に寄進
愛宕郡の八郷の内、賀茂郷、小野郷、鍋部郷、大野郷の四郷
ロ、中世の「賀茂社境内六郷」 河上郷、小野郷、岡本郷、中村郷、大宮郷、小山郷
ハ、近世の「賀茂六郷」 河上郷、大宮郷、岡本郷、大野郷、中村郷、小山郷

三、賀茂川の井手口と水論

(1) 上賀茂社領内の水論

- イ、八つの井手口 池田井手、一の井手、毛穴井手、堀川井手、本郷井手、大野井手、
中村井手、禁裏御用河水井手、小山郷井手、
おわりに

No.1.

史料一、江戸幕府許定所承認状

一、御道管訴訟之儀、社司江無相談氏人罷出候儀不届候、向後社司・氏人以相談、一同可申上事。

二、神事祭礼修理等入用之儀、社司中隨分勤之、向後者一同役儀可勤仕事、

三、恒例御祈禱之儀、可為如有來、但於森所正・五・九月御祈禱之節者、自分可相勤之事、

四、一社一同臨時御祈禱之節、奉數御詔一社一同調之、神主持參可差上之事、

五、御朱印被成下候允所社家中与有之儀、惣而神社奉仕之輩上下共可為社家之条、御朱印之儀社司・氏人致相對御感可納真之事、

六、本社神主・正瀬宜・正祝・權瀬宜・權祝、片岡・貴布祢兩社之瀬宜・祝者、担任之社司松下・森・鳥居大路・林・梅江・富野、并今度岡本宮内相加之、以七家可勤之、新宮・大田・若宮・奈良・沢田・氏神六社之瀬宜・祝者、氏人十六流之内社家中相談之上、以相心之人、如先規伝奏江效言上可任之事、

七、貴布祢田之儀、氏人押領之由社司雖申之、占来氏人配分之証文有之上者、可為如有來、但斷絕之祭礼只今興行於可相叶者、社家中以相談可取立之事、

八、神山有之木、於為神用者、社家中以相談可伐之、為私一切不可伐取之、但下刈者、社司・氏人共刃之事、

九、毎年春進上弓箭、向後者社司・氏人自双方一人宛可致參上事、

十、賀茂中之儀、向後者社司・氏人從双方相定月行事、万事沙汰可仕事、社家中、專神道不存邪曲、万事于先例、不可企新儀事、右案々、今度依社司・氏人相論許罪、堅相守此旨、永不可違犯者也、

寛文四年八月二十一日

甲斐(印)

同信守様
同右馬助様
人々御中

河内(印)
大和(印)
美濃(印)
豊後(印)

史料二、江戸幕府許定所承認状

史料二、後奈良天皇女房奉書（抑、天文上二十七、二十、）返々、水をいたつらによそにおとし候へんするよりは、御いけに入候やうにおぼせ事候へく候、御いけに入候やうに、さやうの所ハよくよくおぼせきためられ候へく候よし、なを申とて候、かし

御いけの水の事につきて、かも一社よりの中しやう御りんせられ候、田地のめいわくによりて、四月より七月まで水を申つけ候へんするよし、御心え候、さりながら、又水もみだかに候へんする時ハ、この四か月の中にても、御わたくしより人をつかはされて、しせんハ水を御いけに入候やうにかたくおぼせ事候へく候、いさざかも田地にめいわくに候ハ、それもつちをかれ候へく候、返々、四月より七月の事ハ御心えのよし、よくよく社中へおぼせ事候へく候よし、申とて候、

(墨引)

までの二うち中納言とのへ

史料二、禁裏御所方役旨運署折紙（正保四年）

一筆令啓達候、然者、禁裏御泉井水江かけ候水、漸々今朝辰下刻かかり初候、然所、在々迷惑申候由被為聞召、御庭之植木共通候ても不苦候間、水留候様二と波、抑出候間、其御心得可被成候、重而御用之儀も御座候ハ、早速御掛可被成候、恐々謹言、

木坂和泉守

正元(花押)

藤木大膳様

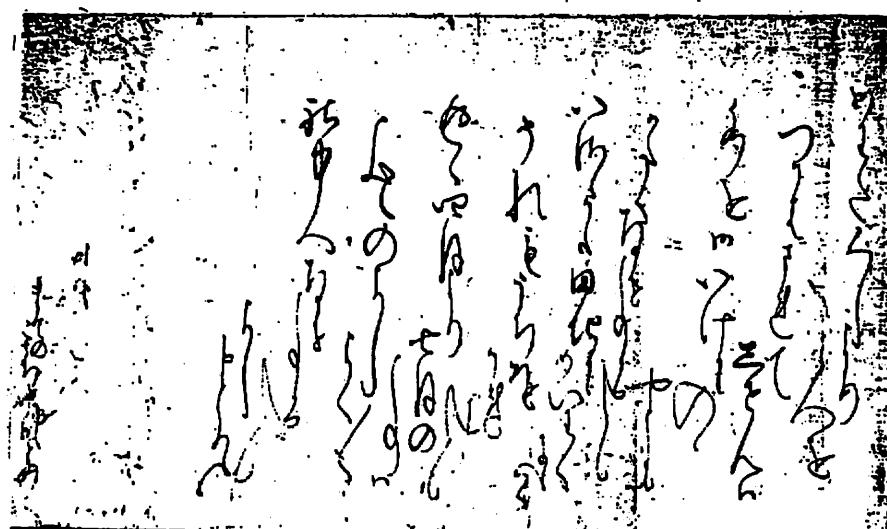
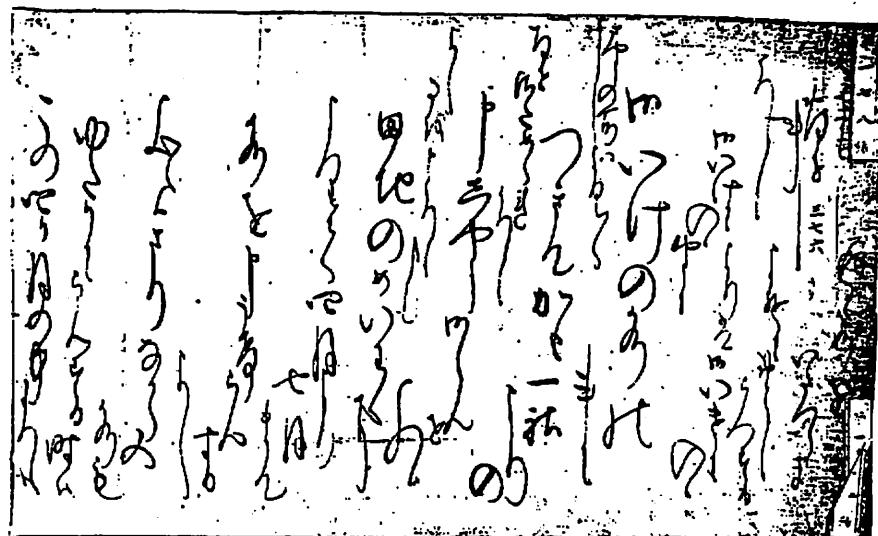
西池田雲守

義元(花押)

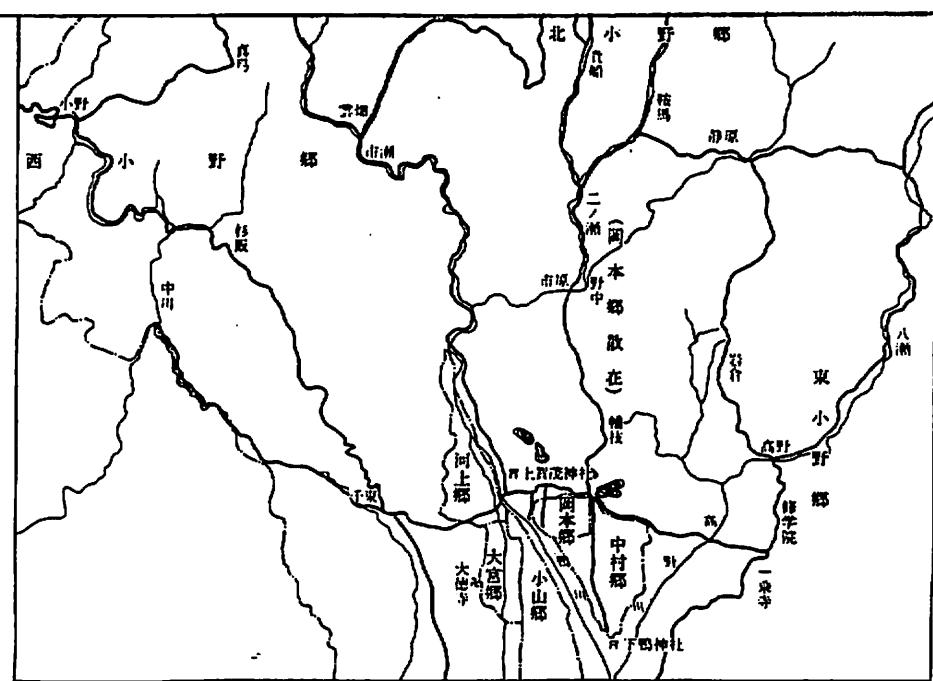
佐原織部正

之季(花押)

史料四、後奈良天皇女房奉書



史料五、賀茂八鄉概略図



史料六、賀茂社雜掌連署言上狀

謹而言上

上賀茂社中

一、昨日者御檢使御上り被成、奉拝存候、最前より如申上候、小山郷ハ
当社領 御朱印之内ニ而御座候ニ付而、社人中過半小山郷ニ而知行仕
候、本郷・小山何も社領ニ而御座候ヘハ、田地用水ニ付而私之義無御
座候、昔より如有來、賀茂川之水筋を立置、次第々々ニ郷々の井手へ
水を取來候、然廻ニ去ル五月二十日之早大ニ小山郷之百姓大勢を催
し、賀茂本郷ニたらし川のたちとを堀切、末代之川口ニ可仕ト企新義
候、御代々之御朱印ニ而 大明神ヘ御進上被成候境内を、賀茂ヘも
届不申、私なる儀ヲ仕候、此所を末代之川口ニ仕候ヘハ、賀茂本郷之
田地式千石余ノ社領ハ他領共二日擅可仕候、一社中迷惑奉存候、然共
禁中御用水之義ハ、各別之儀ニ御座候故、去年ハ此所より水進上仕候
御事、

二、小山郷渴水之砌、賀茂ヘ懇望いたし、小山郷ヘ水もらひ申候時ハ、一
日歟一日歟日を限候而本郷之水を遣し申候、其時ハ小山郷より仕候礼
儀之作法定り御座候、然ルヲ今程鎮坐之筋をさしき、御公儀之御意
を以、末代迄水を取可申様ニ、新義をたくニ申候御事、
三、本郷ニたらし川の井手ヘハ、賀茂川を半分取申候、此内より大野・小
山・中村三郷ノ水遣し候ハハ、みたらし川の末は水斷絶可仕候、此川
は、当社内へ流出ルニ付、年中御神供を清め調進仕候、其上石川瀬
見ノ小川など名所御座候、加様之廻水かれ候義、且 神慮も難測、且
公武少御祈禱にも如何數子細共古来申伝候御事、
右案々、昔より有來社法申上候、御 神忠と被思召、如先規被御付
被下候者、社家中悉可奉存候、仍謹而言上如件、

賀茂社雜掌

寛永二十年

七月九日

西池隼人佑

氏求(花押)

岡本主殿助

保照(花押)

御差行様

史料七、賀茂川落合より終野西端毛穴井堤迄川之園

(享保十二年五月二十一日)

落合(八間半) 塔形(十間) 屏風岩(八間半) 車坂(十七間半)

葛ヶ淵(十間) 池田井手口(二十一間半) 千石岩(四十七間半)

五尺) え毛穴井手口(三十三間) え一ノ井手口(三十間)

史料八、賀茂川筋井手繪圖 (宝曆四年七月二十八日)

車坂渡 葛ヶ淵 池田井手口 千石岩 え毛穴井手口

へ一ノ井手口 え堀川井手口 上賀茂末社山森社 え本郷井
手口 え大野井手口 御園口 池殿口 中大路口

南園子口 中村郷井手口 禁裏御用水井小山郷井手